

厚生労働省
東京労働局発表
平成28年7月14日

担
当

東京労働局労働基準部監督課
監督課長 樋口 雄一
監察監督官 坂本 直己
電話 03 - 3512 - 1612

360の建設工事現場を一斉に監督しました。 (～うち6割以上に労働安全衛生法違反あり～)

東京労働局(局長 渡延 忠)では、平成28年6月に管下18労働基準監督署・支署が実施した東京都内の建設現場に対する一斉監督の結果を以下のとおり取りまとめました。

<建設現場一斉監督 監督指導実施結果 概要>

1. 対象 都内の建設工事現場 360現場
2. 期間 平成28年6月1日(水)から6月10日(金)
3. 実施結果 詳細は、別紙参照



- ・一斉監督を実施した360現場のうち、226現場(62.8%)に何らかの労働安全衛生法違反が認められ、是正を指導しました。
- ・是正を指導した現場のうち、重篤災害につながる足場や高所の作業床等からの墜落・転落の防止に関する法違反が認められた58現場(違反現場の25.7%)に対しては、労働安全衛生法第98条に基づく作業停止命令及び立入禁止等の行政処分を行いました。

【労働災害の発生状況】

東京労働局管内における建設業での休業4日以上死傷災害件数は、平成27年1年間で1,254件となり、前年比で16.5%減少したほか、死亡災害も29件となり、前年より8件減少しました。しかしながら、全産業の死亡災害件数に対する建設業の割合は43.3%にも達しており、依然として全産業で最も高い割合となっています。

【今後の対応方針】

今回の一斉監督において、労働災害防止対策が徹底されていない現場が少なからず認められたことから、建設工事現場に対する監督指導を引き続き重点的に実施するとともに、死亡・重大災害防止に有効なリスクアセスメント手法の導入について積極的に指導を行っていく方針です。

また、法令違反を繰り返す事業者や法令違反を原因とする死亡・重大災害を発生させた事業者のほか、労働災害を隠すなど悪質な事業者については、司法処分を行うなど厳正な対応を行うこととしています。

東京労働局では、平成25年度より、「Safe Work Tokyo」をキャッチフレーズとして、「安全・安心な首都東京の実現」に向け、官民一体となった取組を推進しています。本年も、引き続き、建設業関係団体等と緊密に連携しつつ、「墜落・転落」災害の防止を中心とした労働災害防止対策を推進することとしています。

1 違反状況

(1) 現場の種類別違反率 <表1>

監督指導を実施した 360 現場のうち、何らかの労働安全衛生法違反（以下「法令違反」という。）が認められた現場は 226 現場（62.8%）でした。

<表1> 現場の種類別違反率

	建築	土木	解体	その他	合計
監督実施現場数	343	2	4	11	360
法令違反現場数	217	0	1	8	226
(違反率)	63.3%	0.0%	25.0%	72.7%	62.8%
作業停止等命令現場数	57	0	1	0	58
(法令違反現場数に対する割合)	26.3%	0.0%	100.0%	0.0%	25.7%

(2) 主な違反事項別違反率 <表2>

主な違反事項として

元請事業者の安全衛生管理面に関する違反が 177 現場（注1）

足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止に関する違反が 167 現場

で認められました。

<表2> 主な違反事項別違反率

違反事項	違反現場数 (割合:対・全 360 現場)	主な内容
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの 墜落・転落防止関係	167現場 (46.4%) うち足場に手すり等の 措置がなかった現場数 ・・・78現場 うち下さん・中さん等が なかった現場数 ・・・21現場	・足場等の作業床未設置、手すり等無し (安衛則518、563、655) ・高所の作業床の端、開口部に手すり等無し (安衛則519、653) ・高所作業箇所です安全帯取付け設備無し (安衛則521)
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理 者等の選任、管理事項関係	177現場 (49.2%)	・元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法29、29の2) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法30) ・注文者の講ずべき措置未実施(安衛法31)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止関係	25現場 (6.9%)	・型枠支保工の組立図の未作成、組立図どおり作成されていない(安衛則240) ・型枠支保工のパイプサポートの不適(安衛則242) ・型枠支保工の組立て時の立入禁止未実施(安衛則245)
【粉じん作業】 アーク溶接やはつり作業等に おける粉じんばく露防止関係	11現場 (3.1%)	・アーク溶接やはつり作業時等における有効な呼吸用保護具の 不使用(粉じん則27)
【建設機械】 建設機械を用いた作業におけ る危険の防止関係	8現場 (2.2%)	・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業 計画未作成(安衛則155) ・建設機械を運転する資格を有しない者の運転(安衛令20(12)) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施 (安衛則158)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の 防止関係	8現場 (2.2%)	・クレーンの作業開始前点検未実施(クレーン則78) ・移動式クレーンの作業方法等の未決定(クレーン則66の2) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則74の2) ・クレーンの合図の統一未実施(安衛則639)

安衛法は「労働安全衛生法」、安衛則は「労働安全衛生規則」、安衛令は「労働安全衛生法施行令」、粉じん則は「粉じん障害防止規則」、クレーン則は「クレーン等安全規則」をそれぞれ示します。

(注1) 「安全衛生管理面」に関する違反とは、元請事業者による下請事業者に対する法令違反防止に係る指導義務違反や、元請事業者としての災害防止措置違反もしくは建設物等に係る措置義務違反をいいます。

(3) 違反現場に対する行政処分の状況

法令違反が認められた現場のうち、墜落防止設備等が安全に関する基準を満たさず、監督実施時に労働災害の発生を未然に防止する必要があると認められた 58 現場（法令違反が認められた現場の 25.7%）に対しては、作業停止、立入禁止等を命令する行政処分を行いました <表1>。

2 リスクアセスメントの取組状況

今回監督指導を実施した建設現場におけるリスクアセスメントの取組状況は、

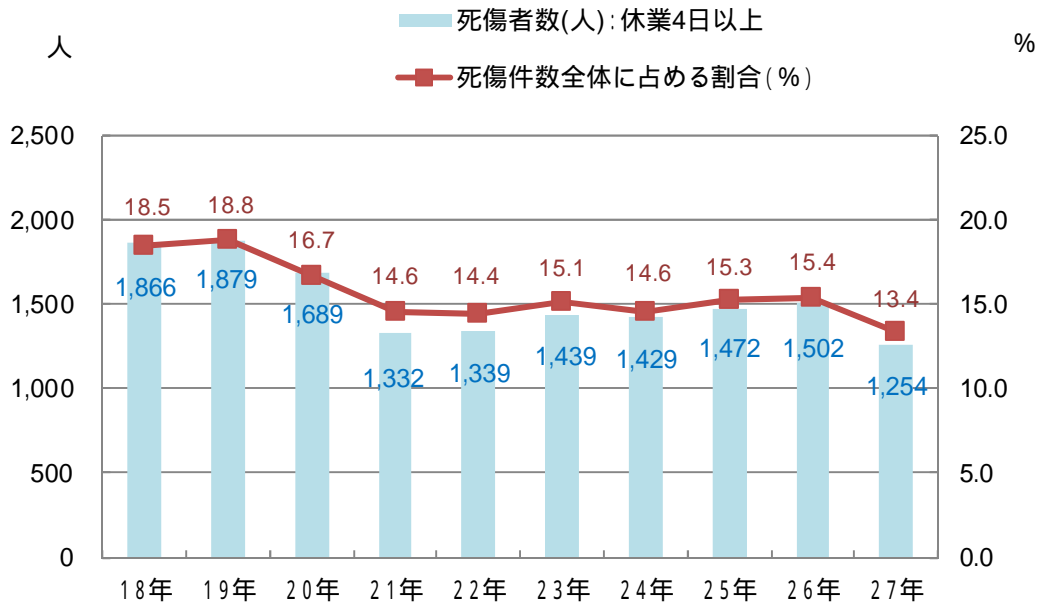
実施している現場	337 現場 (93.6%)
実施していない現場	23 現場 (6.4%)

でした(注2)。

(注2) リスクアセスメントとは、事前に危険の度合(リスク)を評価し、当該リスクを除去・低減するための措置の内容や優先順位を決定し、リスク低減措置を実行のうえ再評価する一連の仕組みのことをいいます。

〔参考〕

建設業における直近10年間の死傷者数と全産業に占める割合の推移（東京都内）



建設業における直近5年間の墜落・転落災害件数の推移（東京都内）

	23年	24年	25年	26年	27年
死傷災害	1,439	1,429	1,472	1,502	1,254
うち墜落・転落 (割合・%)	484 (33.6%)	518 (36.2%)	499 (33.9%)	515 (34.3%)	474 (37.8%)
死亡災害	26	26	26	37	29
うち墜落・転落 (割合・%)	11 (42.3%)	16 (61.5%)	11 (42.3%)	13 (35.1%)	13 (44.8%)

建設業において平成27年に発生した死傷災害の事故の型別割合（東京都内）

死傷者合計1,254人

